

No. 2 1

議案第63号、議案第64号及び議案第65号の参考資料

新 旧 対 照 表

目 次

| 議案番号 | 参考資料名 | 所管課 | 頁 |
|---------|--|------------|---|
| 第 6 3 号 | 熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 | 選挙管理委員会事務局 | 1 |
| 第 6 4 号 | 熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 職 員 課 | 2 |
| 第 6 5 号 | 熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 選挙管理委員会事務局 | 3 |

議案第 6 3 号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 4 号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に 3 1 万 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に 1 . 3 を乗じて得た数（1 未満の端数がある場合には、その端数は 1 とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> | <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第 9 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に 3 1 万 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に 1 . 3 を乗じて得た数（1 未満の端数がある場合には、その端数は 1 とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> |

議案第64号の参考資料

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）

（下線部分は改正部分）

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-----------------|----|----------------|-----------------|----|----------------|
| 別表第1（第2条関係） | | | 別表第1（第2条関係） | | |
| 職名 | 区分 | 金額 | 職名 | 区分 | 金額 |
| | | | | | |
| 9 選挙長 | 日額 | <u>12,200円</u> | 9 選挙長 | 日額 | <u>10,800円</u> |
| 10 選挙立会人 | 同 | <u>10,100円</u> | 10 選挙立会人 | 同 | <u>8,900円</u> |
| 11 投票所の投票管理者 | 同 | <u>14,500円</u> | 11 投票所の投票管理者 | 同 | <u>12,800円</u> |
| 12 期日前投票所の投票管理者 | 同 | <u>12,800円</u> | 12 期日前投票所の投票管理者 | 同 | <u>11,300円</u> |
| 13 開票管理者 | 同 | <u>12,200円</u> | 13 開票管理者 | 同 | <u>10,800円</u> |
| 14 投票所の投票立会人 | 同 | <u>12,400円</u> | 14 投票所の投票立会人 | 同 | <u>10,900円</u> |
| 15 期日前投票所の投票立会人 | 同 | <u>10,900円</u> | 15 期日前投票所の投票立会人 | 同 | <u>9,600円</u> |
| 16 開票立会人 | 同 | <u>10,100円</u> | 16 開票立会人 | 同 | <u>8,900円</u> |
| | | | | | |

議案第 6 5 号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 3 号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 3 8 銭</u> を超える場合には、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第 5 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>8 円 3 8 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）とする。</p> | <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第 4 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 7 3 銭</u> を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第 5 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 7 3 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）とする。</p> |